

刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託

公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託について、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により、透明性及び公平性を確保しながら、優れた企画力及び信頼性を有する委託事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による委託事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(参加資格等)

第3条 プロポーザルの参加資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 刈谷市入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録されていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 刈谷市入札参加資格停止要領の規定による参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 点灯期間中にイルミネーション等の維持管理が適切に実施できること。
本店や営業所等が刈谷市近郊に無く、自らで維持管理が行えない場合は、刈谷市内の電気工事業者等に点灯期間中のイルミネーション等の維持管理に係る業務の委託が行えること。
- (5) 契約からイルミネーション施工までの間に、刈谷市役所又は現地にて打ち合わせを実施できること。

(明示事項)

第4条 プロポーザルを実施する際には、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該委託業務の概要
 - (2) プロポーザルの手続きに関する事項
 - (3) 提案書の作成に関する事項
 - (4) 審査及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項
- (プロポーザル審査会)

第5条 審査委員会は、委託事業者の選定にあたり、プロポーザル審査会を行うものとする。なお、プロポーザル参加者は、別紙「提案書作成にあたって」に留意しながら提案書を作成し、プロポーザル審査会において説明するものとする。

(審査)

第6条 プロポーザルの審査事項及び審査方法等は、審査委員会で決定する。

(失格要件)

第7条 提出された提案書及びプロポーザル参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 審査委員会の委員に個別に接触したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(審査結果)

第8条 審査結果については、プロポーザル参加者全員に通知する。

(業務の委託)

第9条 審査委員会で選定されたプロポーザル参加者に対し、当該業務を委託するものとし、委託業務の条件等は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月8日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、刈谷駅周辺イルミネーションイベント企画運營業務委託の委託事業者が決定したときにその効力を失う。